

2014年9月26日

消費者庁食品表示企画課
健康増進班 御中

食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準（案）についての意見

東京都生活協同組合連合会

新たな名称については機能性届出食品が適切と考えます

2条定義、3条2項及び18条2項横断的義務表示で新しい機能性表示制度の名称（方向性）で「保健」「栄養」を文言として使用しないとのこと。表示の候補として「機能性表示食品」があげられておりますが、既存の「特定保健用食品」と「栄養機能食品」と比して「優良」と思われる可能性があります。また、今回の国の制度は、「事業者が国に届出をして自らの責任で表示し、国は実質的な審査をしていない。国は安全性、機能性を保証しない」というのがもっとも重要な本質であり、そのことを名称で国民に伝えようとする努力が必要です。そのような観点からなんらかの形で名称に「届出」を残すことが必要であり「機能性届出食品」が適切と考えます。

新たな制度導入にあたって監視を強める必要があります

9月4日に開催された消費者庁主催の「食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)」の説明会において、会場からの質問に答える形で「制度導入にあたって監視を強める」との回答でしたが、強く支持いたします。なお、監視を強める対象としては、「今回の新たな制度の対象食品」とそれから漏れてしまう「いわゆる健康食品」とすべきです。そのことで昨今増加が著しい「送りつけ商法—高齢者に勝手に健康食品を送りつけ脅迫めいた口調で支払いを迫るという手口」の被害の減少につながる機会とすべきです。

安全性、機能性の要件は早急に明らかにすべきです

消費者、事業者にとって最大の関心は「どの程度の機能性・効果、安全性があれば、表示をしてもよいのか？」だと思われまます。9月4日の説明会資料では、「今後、ガイドライン等で具体的な内容を示す予定」とあり、踏み込んだ説明はなかったと認識しております。質疑応答の際、「従来のものよりリコピンを20%多く含有するトマトは対象となる」との回答。それでは10%や5%は対象となるのか？「目の健康をサポートする」「骨の健康を保つ」等々といった表現はセーフなのかアウトなのか早急に明らかにすべきと考えます。

パッケージは文字だらけ、消費者に読まれないことの不安を感じます

パッケージへの表示に関して消費者庁案では、

科学的根拠を持つ、つまり学術論文等で効果を確認された機能性関与成分の名称や機能性の内容／1日あたりの摂取目安量／機能性関与成分の含有量／熱量やたんぱく質等の栄養成分の含有量／消費者庁から付与された届出番号、事業者の連絡先／機能性及び安全性について、国による評価を受けたものでない旨の表示／「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」「本品は、疾病に罹患している人、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された商品ではありません。」「疾病に罹患している場合は、医師に相談の上、摂取してください。」「医薬品を服用している場合は、医師、薬剤師に相談の上、摂取してください。」「体質に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。」等々が必要とされている。

以上の全て記載することによりパッケージは文字だらけになってしまい、あまり字が多く消費者が表示を読まないことが予想されます。これでは、もっとも重要な、国による評価を受けていないことが、埋没してしまうのではないかとの不安を感じます。「書いていれば責任を逃れられる」という判断に国は陥っていないか？国民の知る権利を尊重し、表示案の再考を求めます。

届出資料の公表と事後チェックの必要があると考えます

機能性表示の要件のうち、安全性や機能性に関する評価が適切になされているか否かは、専門家による確認が不可欠であるところ、形式的審査権しか有しない届出制を採用する以上、届出資料を公表するとともに、厚生労働省、国立健康・栄養研究所、食品安全委員会等の関連機関や専門家と連携し、届出資料が適切な内容となっているか確認する制度を設け、十分な人員の確保を求めます。

以上